

兵庫県公報

令和6年7月26日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会規則	ページ
○ 暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

◎暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第8号）

青少年に対する暴力団の不当な影響を排除し、青少年の健全な育成をより一層推進することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月26日

兵庫県公安委員会
委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第8号

暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）第2条第1項に規定する大規模集客施設のうち同項各号に掲げる用途に供する部分（共用部分を含む。）の床面積の合計が6,000平方メートルを超えるもの

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。